

○北陸地方整備局告示第八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十一年一月三十日

北陸地方整備局長 吉岡 幹夫

第1 起業者の名称 富山県

第2 事業の種類 富山県立中央病院外来駐車場整備事業

第3 起業地

1 収用の部分 富山県富山市西長江一丁目地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、富山県富山市西長江一丁目地内における「富山県立中央病院外来駐車場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第24号に掲げる富山県が設置する病院に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、富山県が富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）に基づき設置した富山県立中央病院事業に係る外来駐車場を整備するものであり、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、富山県富山市において、富山県立中央病院（以下「中央病院」という。）の外来駐車場を整備する事業である。中央病院は、富山県のほぼ中央に位置し、病床数 733 床、診療科 23 科を有した富山県内で最も外来患者の多い病院であり、富山県内で唯一の県立総合病院として、富山県の医療向上に寄与する役割を担っている。

一方、近年の急速な高齢化を背景とした医療の高度化等に伴い、大学卒業者等のより質の高い看護職員が医療現場から求められていることなどから、中央病院の敷地内に存する 3 年制の看護師養成機関である富山県立総合衛生学院の校舎及び中央病院の外来駐車場の一部を利用して、富山県立大学看護学部を建設しており、中央病院の敷地外にある職員用駐車場を外来臨時駐車場（以下「臨時駐車場」という。）として運用している。

しかしながら、中央病院敷地内の外来駐車場及び臨時駐車場（以下「既存駐車場」という。）では十分な駐車台数が確保できておらず、駐車待ちや診療の遅延、病院敷地外にある臨時駐車場への移動等、病院利用者に不便をかけているなどの状況にある。

本件事業の完成により、病院利用者の利便性が確保され、中央病院の機能充実が図られることから、富山県の医療向上に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者は、工事实施に伴う騒音等について、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用するなど、周辺的生活環境に配慮することとしている。

また、起業者が平成 29 年 7 月等に任意で実施した動植物に関する調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているトノサマガエルその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、確認されている。これらについては、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息環境が広く残されていることなどから影響がない又は極めて小さいと予測されている。なお、植物については、重要な種は確認されておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に

応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、富山県教育委員会と協議を行い、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業の起業地については、中央病院の近隣に位置し、必要な駐車台数を確保できる西長江 1 丁目地内（以下「申請地」という。）、西長江 2 丁目地内及び石金 1 丁目地内の候補地について、検討が行われている。申請地は、中央病院に最も近接しており、既存の外来駐車場との自動車の往来が容易であることから、病院利用者の利便性に優れており、申請地が最も合理的であると認められる。

さらに、申請地の中で、北側部分を取得して新たに外来駐車場を整備する案（以下「申請案」という。）、南側部分を取得して新たに外来駐車場を整備する案の 2 案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は、取得必要面積が小さく、地域住民が利用する農道や水路が支障とならないこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業は、既存駐車場では十分な駐車台数が確保できておらず、駐車待ちや診療の遅れ、病院敷地外にある臨時駐車場への移動等、病院利用者に不便をかけているなどの状況にあることから、早期に改善を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 富山県富山市役所